

川越市公共工事中間前金払取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川越市契約規則（昭和49年川越市規則第21号。以下「規則」という。）第31条第2項の規定による公共工事に要する経費の前金払に追加して行う前金払（以下「中間前金払」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の対象工事)

第2条 中間前金払は、請負代金額500万円以上で、かつ、工期が60日を超える土木建築に関する工事（設計・調査・測量及び土木建築に関する工事の用に供する事を目的とする機械類の製造を除く。）を対象とする。

(中間前金払の要件)

第3条 中間前金払は、次の要件を全て満たしている場合に支出するものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当すること。
- (4) 当初の前払金が支出済であること。

2 繼続費及び債務負担行為（以下「継続費等」という。）に係る契約においては、前項中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、「工程表により工期の2分の1を経過」とあるのは「工程表により当該会計年度の工事実施期間の2分の1を経過」と、「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の工事」と、「請負代金の額」とあるのは「当該会計年度における年割額」と、「当初の前払金」とあるのは「当該会計年度の当初の前払金」と読み替えて、前項の規定を準用するものとする。

(中間前金払の割合等)

第4条 中間前払金は、請負代金額の10分の2を超えない額で、かつ、5,000万円を超えない範囲で行うことができるものとする。この場合において、算定して得た金額に10万円未満の端数があるときは、これを切捨てるものとする。

2 繼続費等の2年以上にわたる契約における中間前金払は、当該継続費等の各年度の年割額に相当する部分の工事等の金額に対するものとする。

(中間前金払と部分払の選択)

第5条 部分払を実施する工事の場合で、受注者が中間前金払又は部分払の請求をしようとするときは、あらかじめ中間前金払と部分払の選択届（様式第1号）（以下「届出書」という。）を市長に提出し、中間前金払と部分払の何れか一方を選択するものとする。

なお、届出書提出後の変更は認めないものとする。

(継続費等に係る特例)

第6条 継続費等に係る2年以上にわたる契約で中間前金払を選択した工事については、当該年度における出来高部分の額が予定額に達した場合に、その年度の支払限度額の範囲内で部分払をすることができるものとする。

(中間前金払の使途制限)

第7条 中間前金払は、当該工事等の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額以外の経費に充てることはできない。

(中間前金払の認定の請求)

第8条 受注者は、中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ中間前金払に係る認定請求書（様式第2号）（以下「認定請求書」という。）に工事履行報告書（様式第3号）を添えて市長に提出して、第3条第1項各号に掲げる要件を全て満たしていることについて、市長の認定を受けなければならない。

(中間前金払の認定)

第9条 市長は、前条に規定する認定請求書を受理したときは、第3条第1項各号に掲げる要件を全て満たしているか否かを調査し、7日以内（閉庁日を除く）にその認定の可否を決定し、その結果を中間前金払に係る認定調書（様式第4号）（以下「認定調書」という。）により、受注者に通知するものとする。

(中間前払金の支払)

第10条 前条に規定する認定調書の交付を受けた受注者は、保証事業会社と、当該工事請負契約において定めた工事完成期限（継続費等に係る2年以上にわたる契約の場合は、請求する中間前金払に係る出来高の予定額の完成期限）を保証期

限とする中間前払金に関する保証契約を締結した上で、当該保証契約の保証証書とともに、中間前払金支払請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前条に規定する中間前払金支払請求書を受理したときは、当該受理をした日から14日以内に中間前払金を支払うものとする。
- 3 中間前払金の支払は、前条に規定する保証証書に記載された預託金融機関への振込みにより行うものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に契約を締結する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。